

セミナー「国立大学財政の現状と問題点」の概要と運動課題

全大教北海道議長（2009年度北大職組副委員長） 姉崎洋一

1 セミナー開催の趣旨

9月25日（土）に、北大W202教室を会場に、全大教北海道・北大職組共催のセミナーが開催されました。講師は、静岡大学・佐藤誠二教授にお願いしました。佐藤教授には、内容を丁寧にしかも分かりやすくという厚かましい要望をしましたが、話された内容、さらに討議で交わされた質疑を通じて、参加者には明快に内容が伝わったセミナーでした。あらかじめ宣伝チラシに書いた概要と要望点は、おおよそ以下の点でした。

菅内閣は、6月22日の閣議で、2020年度までを見据えた『財政運営戦略』を決定し、中でも『中期財政フレーム』（2011-2013年度）においては、国債費等を除く歳出の原則が盛り込まれ、国大協・文科省試算では、この原則によって政策的経費の減額が年間マイナス8%（3年間で24%）になり、この数値が国立大学運営費交付金などに適用されれば、国立大学の研究教育は壊滅的な打撃を受けると声明を出しました。こうした状況を踏まえ、国立大学第二期中期計画にかかわっての国立大学財政の現状と問題点を、第一期の総括的整理をしていただき、人件費抑制や目的積立金の不透明性、外部資金獲得、文科省（財務省）の指導・介入の実態を、明らかにする。

佐藤教授には、上記の課題を専門家の立場から読み解いてもらおうという企画でした。その含意は「運営費交付金はいったいどうなるの？」という趣旨でした。佐藤教授は、静岡大学副学長・理事（財務施設担当）、文科省国立大学会計基準検討会議委員、国大協専門委員（財務・会計・経営分野）、全大教労働問題検討会委員などを歴任され、現在は人文学部長職を担当されていることから、理論的見地のみならず、実際の実務にも明るいという点で、このセミナーには適任の方を講師に迎えたことになりました。そして、期待通りの内容が報告され、質疑が行われました。

2 当日報告の4つの柱

当日の佐藤教授の報告の柱は、以下の四点でした。Ⅰ 国立大学法人の財政概要－第一期中期目標期間の検証と問題－、Ⅱ 利益と総人件費改革 Ⅲ 北海道の各大学における経営指標 Ⅳ 第二期中期計画に向けての問題、です。

下記にその要点を記しておきます。

Ⅰ 国立大学法人の財政概要－第一期中期目標期間の検証と問題－

Ⅰについては、第一期6年間のまとめについて、佐藤教授は以下の総括をされています。

「国立大学全体で見ると、運営費交付金は毎年減少し、6年間で約720億円を減らしている一方、業務量は拡大している。業務量の拡大に伴う業務費用の増加を増収・節約の経営努力によって補填するだけでなく、会計上の利益も生み出している。総利益は6年間累計で、4861億円（年平均810億円）、処分不能な積み立て金を除く目的積立金（繰越承認額）では、累計2519億円（年平均420億円）が生じている。（しかし）これは数値上の全体像であり、それぞれの国立大学法人の台所事情をみると、実態はグループ、個別大学において格差がある。教育研究経費については、競争的・裁量的経費部分は若干増えた反面、実質的な基盤的教育経費、研究経費は減少の傾向にあるとするアンケート結果がでている。一方で、総人件費改革への対応は積極的で、平成18年度からの4年間で10.3%人件費削減（5年間で5%の削減目標）を実現しており、常勤教職員の人件費は絶えず減少傾向にあり、教職員の負担を訴える声が多い」

すなわち、国立大学の総利益の大半は、人件費削減と教職員の労働過重によってもたらされているといえます。当日の報告資料では、事業収入の推移、事業費の推移、当期総利益、目的積立金、積立金の推移が示され、財務数値にはグループ特性や各大学の個体差があることが示されました。また、興味深いのは、北海道地区の大学において、最高値（経常利益率、北海道教育大5.3%と北大3.3%）と最低値（一般管理費：旭川医大1.4%、外部資金比率：北海道教育大1.3%、学生当たり教育経費：小樽商大117千円）に登場する大学が、他地域と比較して際だって多いことです。なお、佐藤教授は「教育研究経費全体は増加しているが、競争的経費を除く基盤的経費は減少。教育研究基盤経費は必要（義務的）経費ではなく予算の調整弁化している」と指摘されている点が注目されます。本来の教育研究の発展に不可欠な基盤的経費が絞れるだけ絞りとり調整弁的に使われている中で、経常利益率が高い北大などは、教職員にも学生・院生にもその教育研究基盤に大いなる問題を含んでいることが理解されま

II 利益と総人件費改革

IIにおいては、さらに「総人件費改革と人権費の圧迫」において「義務的経費から裁量経費に移行することによって人件費が大学にとって「打ち出の小槌」に変化」していると指摘されています。また、この背後には、人件費が人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて補正した削減率で見ても8.6%の達成があり、非常勤役職員等給与は平成17年と比較して1.74倍となっており、非正規職員増で事態を乗り切ろうとしていることが伺われます。

III 「北海道の各大学における経営指標」

IIIでは、道内7国立大学において、財務や経営指標が、個体差が大きいこと、しかし人件費削減率については大半が全国平均を上回り、学生当教育経費がそ

それぞれの大学が、同類型大学グループの中でも低いこと、教員当研究経費においては、北大とそれ以外の大学間では個体差が際だつこと、さらには第二期への利益剰余金の繰越において、全国の総額が 280 億円ほどの中で北海道地域の大学はその総額が 50 億円ほどを占めるなど、非常に多いこと、すなわち、極めて文科省への政策忠誠度が高いことを示しています。

IV 「第二期中期計画に向けての問題」

IVでは、一つには、平成 21 年 6 月に出された財政制度等審議会「平成 22 年度予算編成の基本的考え方について」が打ち出している 4 点の方向が基調をなしていることが指摘されています。すなわち、①運営費交付金の引き続く削減と、機械的一律ではない同交付金の配分の集中、教育は授業料、研究は科研費等の競争的資金で賄う、②欧米にならい教育・研究の会計を分離して公費を投入すべき、③重点的資金配分、地域活性化のために国立大学法人の再編・統合を推進すべき、④トップレベルの教育研究を行わせる大学としてどの程度の数を想定すべきなのか検討すべき、という路線です。

そして、ここに、菅内閣の「中期財政フレーム」の縛りがかけられてきています。加えて、参議院選挙後の菅改造内閣への文科省の「平成 23 年度国立大学法人概算要求」には、さらにトリッキーな大学人を愚弄する骨組みが見いだされます。それは、①一般運営費交付金において、1 年にマイナス 1%の「効率化係数」を廃止した代わりに「大学改革促進係数」（交付金新算定ルールは未決定だが、既定路線見直しのため全法人一律△1%の係数を課す）を新たに設定するというものです。②また、文科省は、既定経費を 560 億円削減して、特別枠として 884 億円を新規要求という形で、概算要求を行っています。

これは、極めて危険な駆け引きに、大学を巻き込むものといえます。佐藤教授は、「平成 22 年度は再び、国立大学の法人化元年」という表現を取り、「ソフト・ランディングのない「遠山プラン」への回帰」と結論づけられています。まさに、その通りと言うべきでしょう。質疑では、道内各大学単組の方々から、多くの質問が出され、佐藤教授も丁寧に応答されていました。ここでは、詳しくは省略します。

3 次年度国立大学予算をめぐる危険な兆候と運動課題

なお、このセミナーの後に、重要な政策的動向が生じていることを最後に記しておきます。すなわち、菅内閣は 9 月 28 日より「元気な日本復活特別枠」要望に関するパブリックコメントの募集を開始しました。文部科学省もそれに合わせて独自のサイトを文科省のウェブサイト内に設置しています。新首都圏ネット事務局の指摘（10 月 3 日）によれば、下記の事実があるとされます。

「半数を超える国立大学のウェブサイトには、教職員・学生・関係者に対して

特別枠獲得のために積極的にパブリックコメント提出をするよう依頼する学長名の文書が掲載されている。その内容は、あたかも判で押したように、特別枠が認められなければ運営費交付金が4.8%減額され、大学での研究教育が立ちいかなくなることを指摘し、多数のパブリックコメントを出すことで特別枠獲得の可能性が高まるとしている。しかしながら、この予算編成のやり方に対する批判的見地が全く抜け落ちているのは大きな問題である」

まさしく、その通りといえます。また、新首都圏ネット事務局の下記の指摘は、重要な留意点と言えます。私たちも、運動的視点として、真摯に受け止めることが求められています。

「1. 国立大学法人運営費交付金に「効率化係数」の名前を変えただけの「大学改革促進係数」1%がかけられ、事実上運営費交付金の逡減を追認していること

2. 国立大学法人運営費交付金，私立大学等経常費補助，科学研究費補助金などを減額して，「強い人材」「成長牽引」といった国策的経費の復活により補填しようとするやり方は，基盤的経費のいっそうの政策経費化をすすめるものであること

3. 奨学金事業や若手研究者育成にかかる経費は，復活の保障がない復活特別枠ではなく，概算要求枠の中で要求すべきものであること

4. 奨学金事業に関する「要望」（番号4）は，「ボランティア活動」参加者が有利になることで，奨学金制度の趣旨を変質させること

5. そもそも，「新成長戦略」に基づく「中期財政フレーム」の一律適用自体が不当であること」